

# 令和6年度 政策チェックアップ評価書

施策目標：42 情報化を推進する

## 施策目標の概要及び達成すべき目標

国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼす IT 障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。

## 業績指標

指標番号	業績指標名
113	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数 *

## 業績指標の分析

(113) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数 \*

目標達成状況の評価

A

	初期値	実績値					目標値
	H24 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
年度ごとの 目標値		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

### (事務事業等の実施状況)

内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

#### (1) 安全基準等の浸透及び継続的改善の検討 (毎年度)

- 各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。
- 各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。

#### (2) 分野横断的演習への参加

- NISC が主催している年 1 回の分野横断的演習 (インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式) に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

### (その他の外部要因の状況)

—

### (目標の達成状況に関する分析)

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移していることから、A と評価する。

### (課題の特定)

—

## 評価結果

(目標達成度合いの測定結果)

### ② 目標達成

(判断根拠)

本施策目標の業績指標は1個であって、令和6年度の実績値が目標を達成していることからAと評価し、業績指標が目標を達成しているため、施策目標としては「② 目標達成」と判断した。

(施策全体の総括分析・今後の取組の方向性)

国土交通省においては、NISCなど関係機関と連携し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策の強化について、着実に取り組んでいるところであるが、サイバー攻撃件数は年々増加しており、また新たな脆弱性情報の悪用も見られるなど攻撃手口の複雑化・巧妙化が進んでいることから、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

今後もサイバー安全保障分野での対応能力向上が求められている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を確保する本施策については、引き続き着実に取り組む必要がある。

## 外部有識者のコメント

令和2年度以降、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害は0件で推移しており、業績指標は安定的に達成されている。NISC等と連携した基準の浸透や分野横断的演習など、対策も継続的に実施されている。一方でサイバー脅威の高度化・複雑化が進む中、今後も警戒を緩めることなく、事業者への実効性ある支援強化が求められる。(国土交通省政策評価会 大串 葉子)

## 評価実施時期

令和7年8月

## 担当部局名・作成責任者名

・施策目標 42

総合政策局情報政策課 課長 中野 晶子

総合政策局行政情報化推進課 課長 九鬼 令和

・業績指標 113

担当課：総合政策局情報政策課 (課長 中野 晶子)

総合政策局行政情報化推進課 (課長 九鬼 令和)

**関連事務事業等**

番号	事業名	予算事業 ID
1	国土交通省所管事業者等への情報セキュリティ対策経費	004547
2	都市行政情報データベース運営経費	004549
3	国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト (Project LINKS)	007452
4	国土交通分野におけるサイバーセキュリティ対策の強化	020933

## 業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	42 情報化を推進する		
【業績指標】	(113) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0件 (平成24年度)	0件 (毎年度)
【指標の定義】	国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。		
【目標設定の考え方・根拠】	近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく0件とすることを目標値として設定した。		
【外部要因】	重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大		
【他の関係主体】	内閣サイバーセキュリティセンター及び関係省庁		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)</li> <li>・サイバーセキュリティ戦略(令和3年9月28日) 「我が国の経済や社会は、様々な重要インフラサービスの継続的な提供に依存しているが、重要インフラ間の相互依存性の高まりやサプライチェーンの複雑化・グローバル化を踏まえると、安全で安心な社会の実現には、脅威が年々高まっている重要インフラのサイバーセキュリティを確保し、強靱性を高めることが不可欠である。基本法では、重要インフラ事業者の責務を明確に定めるとともに、国は、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう規定されている。こうしたことを踏まえ、重要インフラに関わる各主体がそれぞれの責務を認識し、官民が一体となって堅牢な重要インフラの実現に向けた取組を推進する。」</li> <li>・重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(令和4年6月17日決定サイバーセキュリティ戦略本部)</li> <li>・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(サイバー対処能力強化法案)(令和7年2月7日閣議決定)</li> <li>・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(サイバー対処能力強化法整備法案)(令和7年2月7日閣議決定)</li> </ul>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局情報政策課 総合政策局行政情報化推進課		
【関係課】			